

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岩手労働局一般公示第 11 号

岩手地方最低賃金審議会は、岩手県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岩手県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体も含む。）であって、意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 8 年 7 月 22 日までに、岩手地方最低賃金審議会（盛岡市盛岡駅西通一丁目 9 - 15 盛岡第 2 合同庁舎 5 階岩手労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 8 年 7 月 7 日

岩手労働局長 川又 修司

参考人意見書（労働者用）

令和 年 月 日

事業場又は団体名	
所 在 地	
職種 又は 役職名	
ふ り が な 氏 名	
性 別 ： 年 齢	男 ： 女 満 歳

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

2 生計費の状況について

3 賃金について

（ １ ） 賃金の現状について

(2) 所属している事業場 (同業界) 又は岩手県内の賃金動向について

(3) 望まれる賃金額 (月額、日額または時間額) について

その理由 (生計費の状況と照らしながら記載してください。)

4 賃金支払能力について

(上記の「望まれる賃金額」を支払う側(所属事業場又は岩手県内の事業場)
の景況や収益状況等を記載してください。)

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素
について

6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

参考人意見書（労働者用）

〔はじめに〕

この参考人意見書は、岩手県最低賃金を調査・審議するため、審議会委員の皆さんに配布し活用していただくためのものです。

よって、労働者の立場から、個人的な希望ではなく、岩手県最低賃金額がどのようにあるべきものか、具体的にご記入をお願いします。

なお、岩手県最低賃金の調査・審議以外には使用せず、個人情報として厳重に管理いたします。

〔項目別の注意事項〕

1 意見の主旨

岩手県最低賃金について、意見を述べようとする理由、内容を簡潔に記入してください。

2 生計費の状況について

あなたの生計費の状況又は岩手県内の生計費について、できるだけ具体的に記入してください。

3 賃金について

（１） 賃金の現状について

あなたが受けている賃金（基本給：時給・日給・月給の別、諸手当）又は岩手県内の賃金について、できるだけ具体的に記入してください。

（２） 所属している事業場（同業界）又は岩手県内の賃金動向について

あなたが所属している事業場又はその業界、もしくは岩手県内における賃金額の変遷などについて、

昨年と現在の同時期での比較 ベースアップ、定期昇給の状況
労働時間の状況（所定労働時間、時間外労働時間の増減等）

などを記入してください。

（３） 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

あなたが望む賃金額とその理由又は岩手県内の賃金額がどのようにあるべきかとその理由について、できるだけ具体的に記入してください。

4 賃金支払能力について

あなたが所属している事業場又は岩手県内の事業場における景況等を踏まえ、望まれる賃金額を支払うことができる状況にあるか、率直な意見を記入してください。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

岩手県最低賃金の調査・審議に当たって、労働者の生計費、賃金、賃金支払能力、生活保護との整合性のほかに、考慮すべきだと考えるものがあれば、その理由も含めて記入してください。

6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

岩手県最低賃金の調査・審議に当たって、意見、要望があれば記入してください。

参考人意見書（使用者用）

令和 年 月 日

事業場又は団体名	
所 在 地	
業種 又は 役職名	
ふ り が な 氏 名	
性 別 ： 年 齢	男 ： 女 満 歳

岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

1 意見の主旨

2 賃金支払能力について

（事業場又は岩手県内の事業場の景況や収益状況等を記入してください。）

3 賃金について

（１）賃金の現状について（貴事業場）*団体の場合は不要

正規労働者数 人 ： 非正規労働者数 人

正規労働者のうち最も低い労働者の賃金水準

その方の基本給：（時給・日給・月給） 円

職 種：

年 齢：

非正規労働者のうち最も低い労働者の賃金水準

その方の基本給：(時給・日給・月給) 円

職 種：

年 齢：

時給に換算して、1,040円未満の労働者が占める割合
割程度

(2) 賃金の現状について(貴事業場の同業界又は岩手県内の賃金動向)

(3) 望まれる賃金額(月額、日額または時間額)について

その理由

4 国は、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図るための対策を講じております。このような支援策をご存じですか。

a 知らなかった。

b 知っているが利用したことはない(利用することは考えていない。)

その理由

c 知っており、利用したことがある。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

参考人意見書（使用者用）

〔はじめに〕

この参考人意見書は、岩手県最低賃金を調査・審議するため、審議会委員の皆さんに配布し活用していただくためのものです。

よって、使用者の立場から、個人的な希望ではなく、岩手県最低賃金額がどのようにあるべきものか、具体的にご記入をお願いします。

なお、岩手県最低賃金の調査・審議以外には使用せず、個人情報として厳重に管理いたします。

〔項目別の注意事項〕

1 意見の主旨

岩手県最低賃金について、意見を述べようとする理由、内容を簡潔に記入してください。

2 賃金支払能力について

貴社又は岩手県内の同業界における

景況の昨年と現在の同時期での比較 外部環境等の要因の変化

今後の経営の見込み（設備投資、収益等）

などを踏まえ、賃金を支払う上での課題や今後の展望について、率直な意見を記入してください。

3 賃金について

（１） 賃金の現状について（貴事業場）＊団体の場合は不要

貴社が雇用している労働者について、記入してください。

（２） 賃金の現状について（貴事業場の同業界又は岩手県内の賃金動向）

貴社又はその業界、もしくは岩手県内における賃金の現状について、

昨年と現在の同時期での比較 ベースアップ、定期昇給の状況

労働時間の状況（所定労働時間、時間外労働時間の増減等）

などを記入してください。

（３） 望まれる賃金額（月額、日額または時間額）について

貴社又はその業界、もしくは岩手県内の賃金額がどのようにあるべきかとその理由について、できるだけ具体的に記入してください。

4 国は、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図るための対策を講じております。このような支援策をご存じですか。

該当するものを○で囲い、bを選択した場合、その理由を記入してください。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素について

岩手県最低賃金の調査・審議に当たって、労働者の生計費、賃金、賃金支払能力、生活保護との整合性のほかに、考慮すべきだと考えるものがあれば、その理由も含めて記入してください。

6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について

岩手県最低賃金の調査・審議に当たって、意見、要望があれば記入してください。